

受動喫煙防止のための 新しいルールがつけられました。

受動喫煙が健康に及ぼす影響は大きく、がん、虚血性心疾患、脳卒中などの発症との関連や、母子においては乳幼児突然死症候群（SIDS）の危険性が高まることなどが科学的に明らかにされています。

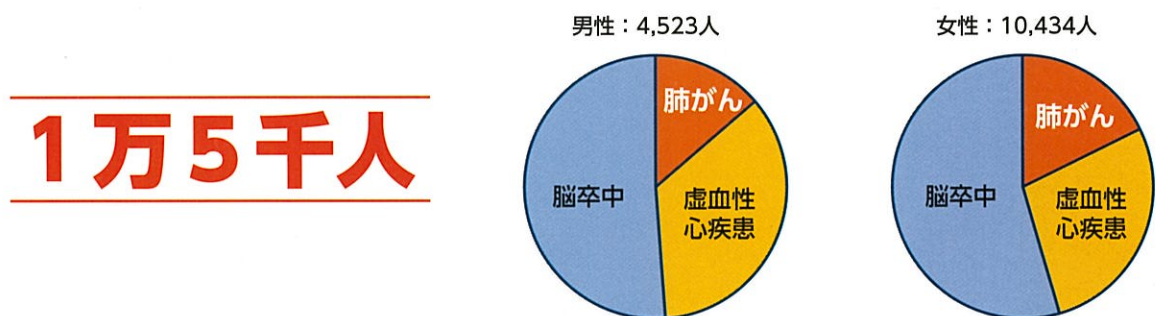
国及び東京都では、受動喫煙が健康に及ぼすこうした悪影響を未然に防ぐため、「改正健康増進法」「東京都受動喫煙防止条例」を2018年に制定し、公共の場所における受動喫煙防止対策をより一層推進することとしました。法律及び条例では、飲食店などの「多数の者が利用する施設」における喫煙などについて、一定の規制を行っています。

例えば、屋内に喫煙をすることができる場所を設ける際は、施設管理者には施設出入口への標識の掲示義務が課されました。標識の掲示を怠り、行政による指導等にも従わない悪質な場合には、行政処分（過料適用）の対象となります。

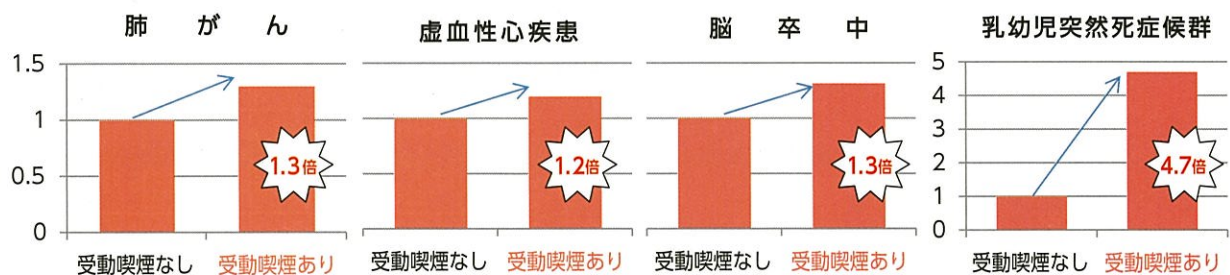
東京都は、どこに住んでいても、生涯にわたり健やかに暮らせる社会の実現を目指しています。都民の健康にさまざまな悪影響を及ぼす受動喫煙を未然に防止するため、新しいルールへのご理解・ご協力をよろしく願います。

数字でみる受動喫煙による健康への悪影響

日本の受動喫煙による年間死亡者数（推計値）



受動喫煙による疾患リスクの高まり

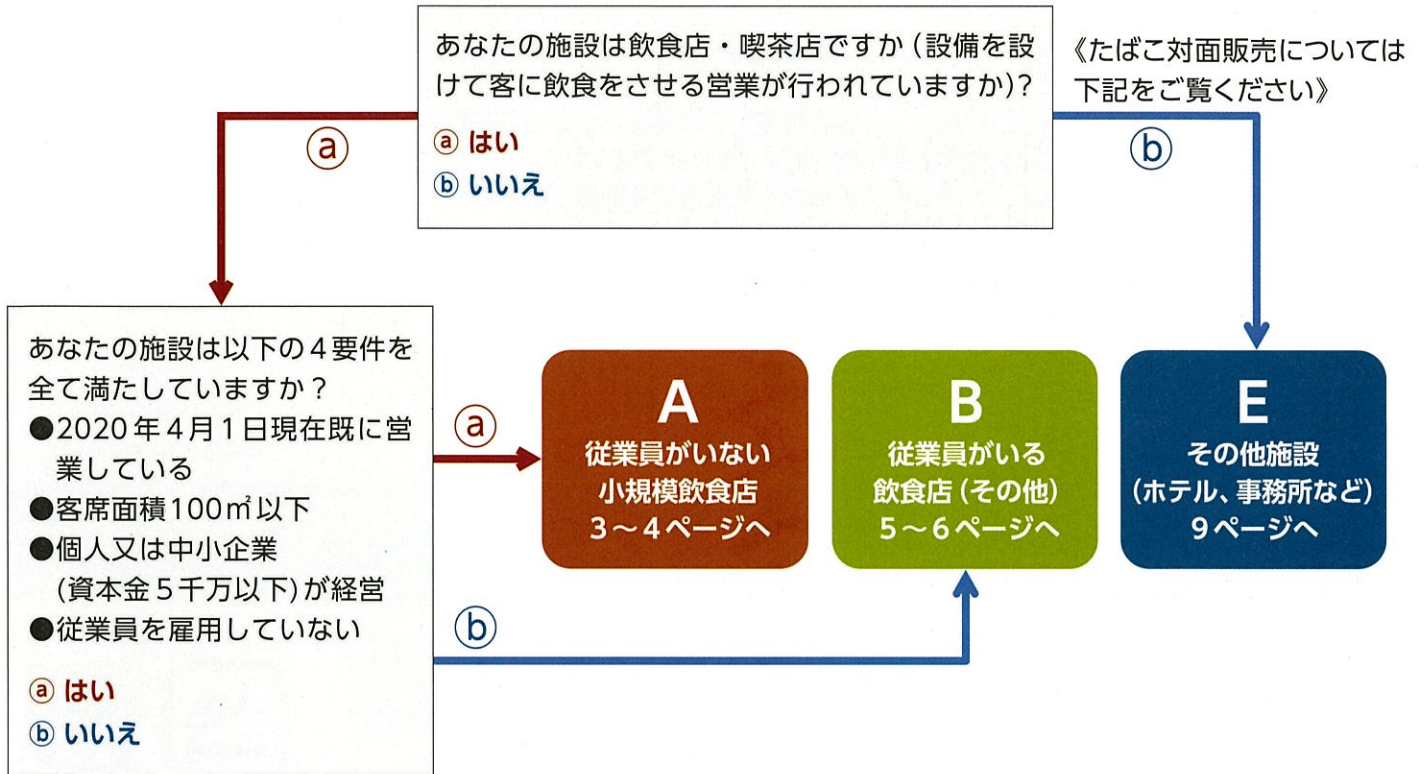


出典) 厚生労働科学研究費補助金「たばこ対策の健康影響および経済影響の包括的評価に関する研究」平成27年度報告書(厚生労働省)
「喫煙と健康 喫煙の健康影響に関する検討会報告書」(国立がん研究センターがん情報サービス)

本人が喫煙していなくても、受動喫煙によって、肺がんをはじめとする様々な疾患のリスクが高くなります。

**新しいルールを遵守し、受動喫煙による健康への悪影響から
大切な施設利用者や従業員を守りましょう**

あなたの施設（屋内部分）に 必要な対策は？



C
シガーバー（スナック）
7ページへ

以下の3要件を全て満たしている方

- たばこの対面販売をしている
 - 施設屋内で喫煙場所の提供を主たる目的としている
 - 通常主食と認められる食事を主として提供していない（ランチ営業以外など）
- ※シガーバー（スナック）の標識は、こちらのセットに封入されておりません。
ご希望の方は、東京都受動喫煙防止対策相談窓口：0570-069690（もくもくゼロ）
または最寄りの保健所までお問合せ願います。

D
たばこ販売店
8ページへ

主として、たばこの対面販売を行っている方

- ※たばこ販売店の標識は、こちらのセットに封入されておりません。
- ご希望の方は、東京都受動喫煙防止対策相談窓口：0570-069690（もくもくゼロ）
または最寄りの保健所までお問合せ願います。



自分の施設はどの対策が
必要なのかな？